

[ 特別養護老人ホームおおうち ]

# 指定介護老人福祉施設重要事項説明書

<令和元年5月1日現在>

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始にあたり、厚生労働省令第39号第4章第4条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

## 1. 事業主体名

設置主体名	社会福祉法人 大内さつき会
運営主体名	社会福祉法人 大内さつき会
運営代表者名	理事長 鈴木 文 登
所在地	秋田県由利本荘市岩谷町字ハケノ下80番地2
他の主な事業	短期入所生活介護事業（専用20名） 居宅介護支援事業 軽費老人ホーム（ケアハウス）定員15名 認知症高齢者グループホーム（1ユニット9名） デイサービス(定員20名)

## 2. 施設の概要

施設名	特別養護老人ホームおおうち
施設種別	指定介護老人福祉施設・平成26年4月1日指定 秋田県
施設長	鈴木 好 成 （理事）
開設年月日	平成10年11月1日
所在地 電 話 交通の便	秋田県由利本荘市岩谷町字ハケノ下80番地2 0184-62-1133 JR羽越線羽後岩谷駅から徒歩25分
敷地の概要	21,501.16㎡

建物の概要	RC平屋建 ・ 延べ床面積 3,858.51㎡ 事業主体所有 ・ 竣工 平成10年8月25日
定員	50人
居室	4人室 15室 635.20㎡ (1床当たり10.59㎡) 個室 10室 176.82㎡  利用に際しては短期入所生活介護利用者と同室となる場合があります。基本的には4人室(男女別)をご利用いただきます。施設介護サービス計画により個室が空いている際にご利用できますが、平成17年10月1日以降で個室を利用したい場合は、原則として居住費が高くなります。
共用施設概要	1 玄関 2 事務室 3 介護職員室・談話コーナー 4 看護職員室・医務室・静養室 5 相談室(面接室) 6 食堂・機能訓練室・地域交流コーナー 7 浴室・洗濯室 8 トイレ・洗面所 9 安息室 10 ボランティア室
その他	各個人用ベッド・全てのトイレ・浴室にナースコール設置 各個人用収納庫・サイドキャビネットの設置・車椅子、歩行器の貸与

### 3. 費用負担

負担の範囲	介護費用及び日常生活費 サービスの内介護給付以外サービス
支払・請求	月末に締め、翌月10日までに前月分を請求しますので、15日以内にお支払ください。
支払方法	1 現金 事務室の出納員に納入していただきます 2 振り込み 秋田しんせい農協大内支店または羽後信金大内支店に振り込みしていただきます 3 口座振替 秋田しんせい農協、羽後信金、ゆうちょ銀行で利用できます

#### 4. サービスの内容

<p>介護度に応じた施設サービス計画を作成し、入所者の承諾のもとに計画に応じた介護サービス(食事：入浴：排泄介助：生活支助等)を提供します。</p>																
<p>介護費用に含まれるもの</p>	<p><b>【介護全般】</b>  入所者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術をもって行う。</p> <p><b>【居室】</b>  基本的には、4人室（男女別）居室をご利用いただきます。  ただし、施設サービス計画により個室が必要で空いている際は、ご利用できません。</p> <p><b>【食事】</b>  一日3食（定食方式）、食堂内配膳、おやつ一日1回午後、行事食年26回、特別食として、それぞれ病態に応じた食事を提供します。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>朝食</td> <td>7：30</td> <td>～</td> <td>8：30</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">食事時間</td> <td>昼食</td> <td>12：00</td> <td>～</td> <td>13：00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夕食</td> <td>18：00</td> <td>～</td> <td>19：00</td> </tr> </table> <p><b>【入浴や清拭】</b>  基本的には最低週2回入浴をしていただきます。ただし、病気により特別浴又は入浴が困難な場合は、清拭を実施いたします。</p> <p><b>【介護】</b>  施設サービス計画に沿って、下記の介護を行います。  ○着替え、排泄、食事等の介助  ○オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等</p> <p><b>【機能訓練】</b>  必要に応じて、日常生活を送る上で生活機能の改善・維持のための機能訓練を生活ケアの中で行います。</p> <p><b>【相談・援助】</b>  入所者や必要に応じ、家族に対して生活・介護・環境等に関する相談・助言を提供します。</p> <p><b>【社会的便宜の提供】</b>  レクリエーション・行事などの提供、日常生活上必要な行政機関等の諸手続きで、入所者・家族が対応困難な場合の代行手続き、年金や金銭の管理（別途金銭等管理契約に基づく）もいたします。  ただし、手続きに係る経費は負担していただきます。</p>		朝食	7：30	～	8：30	食事時間	昼食	12：00	～	13：00		夕食	18：00	～	19：00
	朝食	7：30	～	8：30												
食事時間	昼食	12：00	～	13：00												
	夕食	18：00	～	19：00												
<p>介護費用に含まれるもの</p>	<p><b>【生活サービス】</b>  シーツ交換、居室清掃、施設内での可能な洗濯（タオルケット等は除く）</p>															

	<p><b>【健康管理】</b></p> <p>○当施設では、年間1回の健康診断を行います。</p> <p>○毎週水曜日の14:00～16:00の時間帯に、嘱託医による回診と嘱託医の指示による医療処置、健康相談もを行います。</p> <p><b>【その他】</b> クリーニング取次、宅配便、郵便物の取次等</p>
--	---

## 5. 料 金

別紙料金表のとおりとする。ただし、基本料金及び加算料金については、保険者が交付する負担割合証の負担割合にて自己負担するものとし、居住費及び食費については、限度額認定証の記載の額を上限に自己負担するものとする。

## 6. 医 療

協力医療機関の概要	<p>○ 由利組合総合病院（由利本荘市川口字家後 38） 電話 0184-（代）27-1200 （診療科目） 内科・消化器科・外科・整形外科・脳神経外科・神経内科・眼科 耳鼻咽喉科・泌尿器科・循環器科・呼吸器科・歯科等…救急指定 （協力内容）</p> <p>(1) 入所者が病態の急変した場合の緊急対応措置 (2) 入所者が入院が必要となった場合の医療機関への紹介 (3) 入所者が退院後の医療上の必要な情報の提供</p> <p>○ 鈴木歯科診療所（由利本荘市大内三川字白山田 86-1） 電話 0184-65-2685</p>
入所者が医療を要する場合	<p>1 病気やけがでの治療は、ホームの嘱託医または入所者が選択する医療機関で受けていただくこととなり、医療費は医療保険制度で支給される以外の費用は入所者の負担となります。 ただし、検査及び短期間の入退院の手続きや送迎は無料です。</p> <p>2 通院時の付き添い、入院時の移送は致しますが、入院の付き添いはしません。</p> <p>3 なお、入院3か月以上にわたった場合は退所となります。</p>

## 7. 入所状況

（平成31年4月1日現在）

入所者数	50名（定員50名）
入所者内訳	男性 12人、女性 38人
平均年齢	87.1歳（男性 85.3歳、女性 87.7歳）
自治会	なし
家族会	なし

8. 職員体制

(平成31年4月1日現在)

以下は入所定員50人、短期入所定員20人を含む体制です。

職 種	職員数	夜間勤務職員数	備 考 (資格等)
施 設 長	1人		
介護サービス職員			
生活相談員	1人		社会福祉主事 1人
看護職員	4人		
介護職員	25人	3人	介護支援専門員 1人 介護福祉士 16人
介護支援専門員	(1人)		介護職員と兼務
機能訓練指導員	(1人)		看護職員兼務 1人
栄養士	1人		(外部委託)
調理員			
事務職員	3人		
介助員	1人		(運転手と兼務)
医 師	1人		嘱託医師(非常勤)
その他	9人		
施設合計	45人		

9. 平均勤務体制 (直接処遇職員等)

7:00 ~ 16:00	4人	管理当直、緊急連絡等 1人
8:30 ~ 17:30	1人	緊急通報体制 有り
8:45 ~ 17:45	8人	看護職員は夜勤勤務なしで、当番にて
9:00 ~ 18:00	1人	夜間自宅待機体制
10:00 ~ 19:00	2人	
17:00 ~ 09:00	3人	

10. 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・なし
実施した直近年月日・・・
実施した評価機関・・・
評価結果の開示状況・・・

1 1. 相談・要望・苦情の窓口 (別紙 苦情解決までの流れ)

施設苦情 相談窓口	入口正面にご意見箱設置 担当者 鈴木久美子(介護支援専門員) 電話0184-62-1133 (受付時間は、月～金曜日 8:30～17:30)												
外部苦情 申し立て 機 関	秋田県運営適正化委員会(秋田市 県社会福祉会館2階) [電話018-864-2726 FAX018-864-2742] 由利本荘市大内総合支所市民福祉課 [電話0184-65-2806 FAX0184-65-2610] 本荘由利広域市町村圏組合(本荘由利広域行政センター内) [電話0184-24-3347 FAX0184-24-3359] 秋田県国民健康保険団体連合会介護保険課 [電話018-862-3850 FAX018-883-1551] (受付時間は、月～金曜日 9:00～17:00)												
苦情解決 第三者委 員	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="411 857 702 896">斉藤和二委員</td> <td data-bbox="782 857 1203 896">由利本荘市中館字中屋366-1</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="782 904 1203 943">電話 0184-65-2414</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 952 702 990">佐々木久委員</td> <td data-bbox="782 952 1203 990">由利本荘市松本字堤ノ口47-2</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="782 999 1203 1037">電話 0184-66-2839</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1046 702 1084">佐々木良行委員</td> <td data-bbox="782 1046 1203 1084">由利本荘市大倉沢字大沢68</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="782 1093 1203 1131">電話 0184-65-2710</td> </tr> </table>	斉藤和二委員	由利本荘市中館字中屋366-1		電話 0184-65-2414	佐々木久委員	由利本荘市松本字堤ノ口47-2		電話 0184-66-2839	佐々木良行委員	由利本荘市大倉沢字大沢68		電話 0184-65-2710
斉藤和二委員	由利本荘市中館字中屋366-1												
	電話 0184-65-2414												
佐々木久委員	由利本荘市松本字堤ノ口47-2												
	電話 0184-66-2839												
佐々木良行委員	由利本荘市大倉沢字大沢68												
	電話 0184-65-2710												

1 2. 事故発生時の対応及び賠償責任等

<p><b>【事故発生時の対応】</b>                  介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者家族等に連絡するとともに、別に定める「事故発生時対応マニュアル」により必要な処置を講じます。</p> <p><b>【賠償責任】</b>                  介護サービス提供上、不可抗力的に生じた損害、事故の補償については、入所者・施設双方で協議することとする。</p> <p><b>【居室・設備器具の使用】</b>                  施設内の居室や設備、器具は本来の用法でご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。</p>
--

### 1 3. 入所・退所等

入所の詳細は契約書、重要事項説明書等に基づき開始されます。また、契約書、運営規程上の契約の解除項目に該当する場合は退去することになります。

主な例は、下記のとおりです。

- (1) 利用料延滞や感染症疾患の罹患者と治療上の必要性、入所者本人の行動による他の入所者への影響
- (2) 介護認定の更新による入所該当外の認定結果の場合
- (3) 措置施設への入所
- (4) 3か月以上入院した場合

### 1 4. 非常時災害時の対策

- ・防災対応 …… 当施設の「防災管理規程」に則り対応いたします。
- ・防災設備 …… 消防法に則り設備を整えております。
- ・防災訓練 …… 年2回夜間及び昼間の避難訓練を職員と入所者で実施します。

### 1 5. 身体拘束等の禁止

原則として利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるをえない場合には事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

また、速やかに解除に努めるものとし入所者本人に説明し、入所者家族等にその理由及び一連の経過を報告するものとします。

### 1 6. 当施設利用に当たっての留意事項・禁止行為

#### (1) 留意事項

##### 【来訪・面会】

面会時間は午前6時～午後9時までを基本とします。その都度面会票に入所者氏名と自分の氏名、入所者との関係を記入しポストに入れてください。

##### 【外出・外泊】

外出・外泊の際は当施設指定用紙に行き先と帰設予定日時等をご記入の上職員にお届けください。(外出・外泊届には届人の印鑑が必要です)

##### 【所持品の管理】

入所者に所持品の届出をしていただきます。なお、原則的に所持品は日常生活用品に限り、貴重品は避けていただきます。

**【現金等の管理】**

現金等の管理を施設に依頼することができます。預り金は〔特別養護老人ホーム  
おおうち預り金等管理規程〕に則り管理させていただきます。

(2) 禁止行為

**【迷惑行為】**

けんか・暴行・中傷・口論・泥酔等他人に対する迷惑行為はしないでください。

**【飲酒・喫煙】**

喫煙は指定の場所でお願ひします。飲酒は原則として禁止します。

**【秩序・安全衛生】**

施設の秩序、風紀を乱し又は安全衛生を害すること。

**【宗教・政治活動】**

施設内で他の人に対し、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないで  
ください。

**【動物の飼育】**

他の方の迷惑となるため、ご遠慮願ひます。

**【その他】**

施設内での共同生活に支障を及ぼすこと。

以上 指定介護老人福祉施設、特別養護老人ホームおおうちの入所に関する重要事項  
に関して説明し、本説明書を交付致しました。

令和 年 月 日

事業者 住 所 秋田県由利本荘市岩谷町字ハケノ下80番地2  
事業者名 社会福祉法人大内さつき会  
特別養護老人ホームおおうち

説明担当者



私は、事業者から介護老人福祉施設、特別養護老人ホームおおうちについての重要事  
項の説明を受け介護サービスの提供に同意し、本説明書を受領しました。

入所者 住 所  
氏 名



(家族代表) 住 所  
氏 名

